

## マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について

マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）ですが、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は5年です。

マイナ保険証では、電子証明書を用いて医療機関等で資格確認等を行っており、電子証明書の有効期限満了日までに、更新手続きを行う必要があります。

なお、電子証明書の有効期限が切れて失効した場合であっても、有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、引き続きマイナ保険証としてオンライン資格確認により資格情報のみ可能となっています。

今般、電子証明書の有効期限の確認方法、更新の方法、医療機関等で顔認証付きカードリーダーを使用した際に、更新手続き等必要な方に対して表示されるメッセージ等について、厚生労働省からリーフレットが提供されましたのでご案内します。

今一度、ご自身のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限をご確認ください。

電子証明書の更新は、お住まいの市区町村窓口に行く必要がありますので、余裕をもってお早めに更新手続きをお願いします。

(令和7年3月時点)

# マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

## 利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6~16桁)もあります。

## 電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

### ? マイナンバーカードそのものの有効期限は?

- ▶ 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
  - ▶ マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できますので、常にマイナンバーカードがお手元にある状態となります。
- ※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

## 電子証明書の有効期限を確認するには?

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。  
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに  
ログイン

▲マイナポータル



## 更新するにはどうしたら良いの?

有効期限の2~3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。  
通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。  
なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。

? 有効期限が切れたことを忘れて  
病院等に行ったら、どうなるのですか?



▲有効期限通知書の封筒



詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも  
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き  
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証  
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2~3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細はオモテ面参照）。  
お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証  
使える



有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**  
速やかに**再発行手続き**をしてください。



3カ月後

マイナ保険証  
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に**資格確認書**が交付されます。  
引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の  
メリット等  
について



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare